

**無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の  
各一部を改正する省令案、関係告示の改正案に対し提出された意見  
及び総務省の考え方**

意 見	総務省の考え方
<p>意見公募対象である、「無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案等」は、当社が導入を計画している LTE (Long Term Evolution) 方式用の小電力レピータの制度整備を含んだものとなっております。</p> <p>第3世代移動通信システムと同様に、LTE 方式による 3.9 世代移動通信システムの展開においても、小電力レピータの導入により、利用エリアの圏外地域の解消を促進することが可能となるため、これらの制度整備は必須であり、その内容も適当と考えます。</p> <p>当社では、3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定内容に基づき、LTE 商用サービス開始に向けた取り組みを行っており、上記関係省令等が速やかに公布・施行されることを希望します。</p> <p align="right">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>本省令案等に対する賛成意見として承ります。</p>
<p>CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化等に係る制度整備につきまして、本省令等の改正により、CDMA2000 系システムにおいて、より高速化・大容量化が実現でき、お客様の要望に応える通信環境が充実できるものであるため、賛成いたします。</p> <p align="right">【KDDI株式会社】</p>	<p>本省令案等に対する賛成意見として承ります。</p>